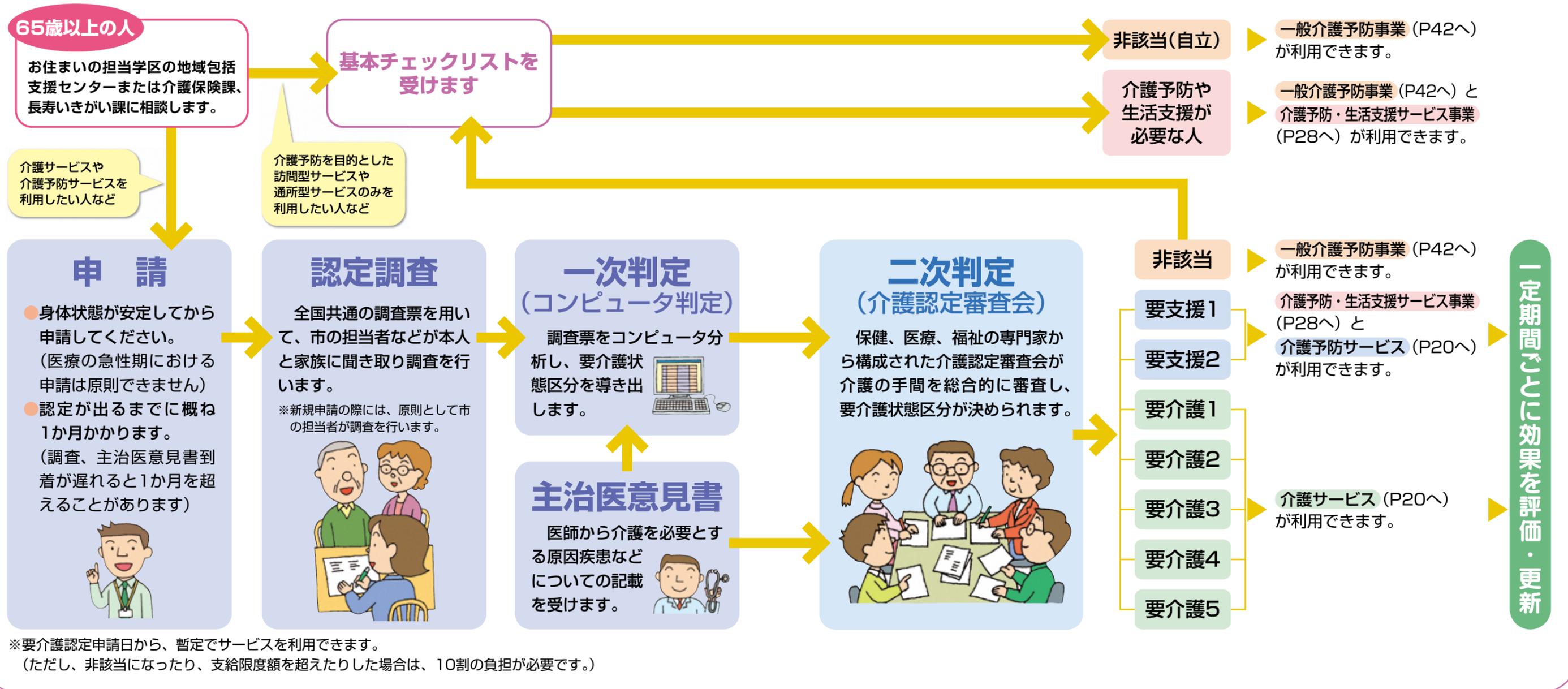


# 介護を必要とする人、自立に向け支援の必要な人の 要介護認定の手順

利用できるサービスには **介護予防・生活支援サービス事業** **介護予防サービス** **介護サービス** の3種類があり、身体の状態等により利用できるサービスが異なります。これらのサービスを利用したいと思ったら、まず地域包括支援センターや市区町村の担当窓口で手続きをします。要介護認定または基本チェックリストの後、ケアマネジメントを経て、利用できるサービスが決まります。



## 主な調査項目

<b>概況調査</b>	●両足での立位保持	●排尿	●意思の伝達
<b>基本調査</b>	●歩行	●排便	●記憶・理解
●麻痺などの有無	●移乗	●清潔	●ひどい物忘れ
●拘縮の有無	●移動	●衣服着脱	●大声を出す
●寝返り	●立ち上がり	●薬の内服	●外出頻度
●起き上がり	●片足での立位	●金銭の管理	●過去14日間に受けた医療
●座位保持	●洗身	●日常の意思決定	●日常生活自立度
	●えん下	●視力	
	●食事摂取	●聴力	
		<b>特記事項</b>	

### 認定調査を受けるときのポイントは？

- **体調のよいとき (通常時) に調査を**  
いつもと違う体調のときでは正しい調査ができないことがあります。
- **困っていることはメモしておく**  
緊張などから状況が伝えきれないこともあるので、困りごとなどはメモしておくで安心です。
- **家族などに同席してもらう**  
家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。
- **日常の補装具があれば伝える**  
つえなど日常的に使っている補装具がある場合は、使用状態を伝えましょう。